

平成25年度 第6回事業評価監視委員会 【河川事業位置図】

凡例

審議案件【再評価】

【再評価】

- ①：事業採択後3年間に経過した時点で未着工の事業
- ②：事業採択後5年間に経過した時点で継続中の事業
- ③：準備・計画段階で3年間に経過している事業
- ④：再評価実施後3年間に経過している事業
- ⑤：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の必要が生じた事業

1. 中川・綾瀬川直轄河川改修事業【再評価④】

3. 富士川直轄河川改修事業【再評価④】

2. 鶴見川直轄河川改修事業【再評価④】

